



青森県報

号外第七十一号

平成十三年七月二十七日(金曜日)

目 次

公 告

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

○建設業者の許可の取消し 同 (青森土木事務所) 一
 ○右 同 (同) 一
 ○右 同 (同) 二
 ○右 同 (同) 二

(青森土木事務所前戸) 二
 (八戸土木事務所) 二
 (同) 二
 (同) 三

一 商号又は名称 坂井工業株式会社
 二 代表者の氏名 藤澤資郎
 三 主たる営業所の所在地 青森市大字矢田前字浅井二六の三一
 四 許可番号 青森県知事許可(般一八)第一一四号
 五 取消年月日 平成十三年五月十八日
 六 取消しに係る建設業の許可
 土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実
 平成十三年四月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

○参議院青森県選舉区選出議員選挙における候補者の届出事
 項の異動の届出 (事務局) 三

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月二十七日

建設業者の許可の取消し

公 告

青森県知事 木 村 守 男

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成13年7月27日 金曜日

- 二 代表者の氏名 小田桐一寿
 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字小湊字愛宕七二番地二三
 四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ)第九九四二号
 五 取消年月日 平成十三年五月十八日
 六 取消しに係る建設業の許可
 建設工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となつた事実
 平成十三年四月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者による許可の取消し
 建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
 平成十三年七月二十七日
- 青森県知事 木村守男
- 一 商号又は名称 アトシス
 二 氏名 三上徹
 三 主たる営業所の所在地 青森市長島二丁目二五番一四号
 四 許可番号 青森県知事許可(般一八)第一四〇八四号
 五 取消年月日 平成十三年六月二十六日
 六 取消しに係る建設業の許可
 土木、とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となつた事実
 平成十三年四月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し
 建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
 平成十三年七月二十七日
- 青森県知事 木村守男
- 一 商号又は名称 大川聖弘
 二 代表者の氏名 有限会社大伸産業
 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡浪岡町大字浪岡字稻村二六一番地一
 四 許可番号 青森県知事許可(般一八)第八四三一号
 五 取消年月日 平成十三年七月三日
 六 取消しに係る建設業の許可
 しゅんせつ工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となつた事実
 平成十三年六月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し
 建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
 平成十三年七月二十七日
- 青森県知事 木村守男
- 一 商号又は名称 陸奥工業株式会社
 二 代表者の氏名 西田昌弘
 三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野八丁目一番三二号
 四 許可番号 青森県知事許可(般一八)第一四七〇号
 五 取消年月日 平成十三年七月六日
 六 取消しに係る建設業の許可
 管工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となつた事実
 平成十三年六月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に
- 建設業者の許可の取消し
 建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月二十七日

青森県知事 木村守男

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月二十七日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 石橋産業株式会社

二 代表者の氏名 石橋茂

三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野二丁目一番一号

四 許可番号 青森県知事許可（般一一一）第一六九一四号

五 取消年月日 平成十三年七月九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十三年七月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出先機関

十和田土木事務所告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年七月二十七日

十和田土木事務所長 原田邦治

選挙管理委員会

参議院青森県選挙区選出議員選挙選舉長告示第三号

平成十三年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙につき届出のあった候補者から届出事項の異動の届出があったので、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第八十六条の四第十一項の規定により告示する。

平成十三年七月二十七日

参議院青森県選挙区選出議員選挙選舉長

田中正三

候補者氏名 山崎力	異動事項 新
職業 第一支部長	自由民主党青森県参議院選挙区選出議員選挙選舉長
参議院議員	旧
日	異動年月日 平成十三年七月二十三日